# 奨励措置 (課税免除) 認定申請書

年 月 日

遠賀町長 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

名 称

ふりがな

代表者氏名

生年月日

電 話( )

※個人にあっては、住所、氏名、生年月日

奨励措置(課税免除)の認定を受けたいので、遠賀町企業誘致条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事	業所	の名	3 称		
事	業所 0	の所で	生地		
奨励	动 措 置	置の [	内容	固定資産一覧表のとおり 年度課税分~ 年度課税分まで	
操	3	É	日	年 月 日	
添	付	書	類	(1) 土地又は建物の売買又は賃貸借の契約書等の写し (2) 投下資本明細書 (3) 事業内容を明らかにした事業計画書 (4) 町税、本町に関する使用料等の納付を証する書類 (5) 登記事項証明書及び定款の写し (6) 固定資産一覧表 (7) その他町長が必要と認める書類(	)
【事	事務処3	理欄】			

注 暴力団を利することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に照会する等の調査をする場合があります。

# 奨励措置(雇用促進奨励金)認定申請書

年 月 日

遠賀町長 様

(申請者)主たる事務所の所在地名 称ふりがな代表者氏名生年月日電話( )

※個人にあっては、住所、氏名、生年月日

奨励措置(雇用促進奨励金)の認定を受けたいので、遠賀町企業誘致条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事	業所の名	占称					
事	業所の所	在地					
奨励	動措置の	为容				円(20万円×	人)
操	業	日		年	月	日	
添	付 書	類	(1) (2) (3) (4)	申請に係る 雇用の事実 雇用保険被 その他町長	を証明す 保険者証	の写し	
[ =	【事務処理欄】						

- 注 1 既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができます。
  - 2 暴力団を利することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に 照会する等の調査をする場合があります。

# 奨励措置(従業員転入奨励金)認定申請書

年 月 日

遠賀町長 様

(申請者) 主たる事務所の所在地 名 称 ふりがな 代表者氏名 生年月日 電 話( ) ※個人にあっては、住所、氏名、生年月日

奨励措置(従業員転入奨励金)の認定を受けたいので、遠賀町企業誘致条例施行規則第4条第3項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事	業所の名	3 称					
事美	業所の所有	生地					
奨质	動措置の日	内容				円(20万円×	人)
操	業	日		年	月	日	
添	付 書	類	(1) (2) (3) (4)	申請に係る 雇用の事実 雇用保険被 その他町長	を証明す 保険者証	の写し	
【耳	【事務処理欄】						

- 注 1 既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略すること ができます。
  - 2 暴力団を利することとならないことの確認のため、申請内容について、警察署に 照会する等の調査をする場合があります。

#### 奨励措置 (課税免除) 認定決定通知書

第 号年 月 日

様

#### 遠賀町長

年 月 日付けで申請があった奨励措置(課税免除)認定について、下記のとおり決定しましたので、遠賀町企業誘致条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

記

決	定	区	分	可 ・ 否
事	業所	の名	称	
事	業所の	の所を	E地	
奨』	励 措 🛭	置の卢	內 容	年度課税分〜 年度課税分まで 固定資産一覧表に示す固定資産に係る固定資産税の100分の50 の課税免除
操	Ì	¥ <del>K</del>	日	年 月 日
認	定	条	件	
備			考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

奨励措置(雇用促進奨励金)認定決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 遠賀町長

年 月 日付けで申請があった奨励措置(雇用促進奨励金)認定について、下記のとおり決定しましたので、遠賀町企業誘致条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

決	定	区	分	可 ・ 否
事	業所	の名	3 称	
事	業所の	所有	生地	
奨	励措置	置の「	为容	雇用促進奨励金の交付額 円(20万円× 人)
操	美		日	年 月 日
認	定	条	件	
備			考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

### 奨励措置(従業員転入奨励金)認定決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 遠賀町長

年 月 日付けで申請があった奨励措置(従業員転入奨励金)認定について、下記のとおり決定しましたので、遠賀町企業誘致条例施行規則第5条第3項の規定により通知します。

記

決 定	区	分			可・否		
事業所	の名	称					
事業所の	の所を	E地					
奨励措置	置の内	內容	従業員転入奨	励金の交	付額 円(20万円×	人)	
操	<b>Ě</b>	田	年	月	日		
認定	条	件					
備		考					

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

# 認定申請内容変更申請書

年 月 日

遠賀町長 様

(申請者)主たる事務所の所在地名 称代表者氏名電話( )※個人にあっては、住所及び氏名

奨励措置の認定を受ける際に申請した内容を変更するので、遠賀町企業誘致条例施行規 則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
変 更 事 項	
変更の理由	
添付書類	
【事務処理欄】	

#### 認定申請内容変更承認決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 遠賀町長

年 月 日付けで申請があった認定申請内容変更について、下記のとおり 決定しましたので、遠賀町企業誘致条例施行規則第6条第3項の規定により通知します。

記

決 定 区 分	可 ・ 否
事業所の名称	
事業所の所在地	
変 更 事 項	
備考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

# 適用事業者承継申請書

年 月 日

遠賀町長 様

(申請者)主たる事務所の所在地名 称代表者氏名電話( )※個人にあっては、住所及び氏名

適用事業者の認定に係る事業を承継したので、遠賀町企業誘致条例施行規則第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所の名称						
事業所の所在地						
事 由	□相続	□譲渡	□合併	□分割	□その他(	)
承継の理由						
添付資料						
【事務処理欄】						

### 適用事業者承継承認決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 遠賀町長

年 月 日付けで申請があった適用事業者承継承認について、下記のとおり決定しましたので、遠賀町企業誘致条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

決 定 区 分	可 • 否
事業所の名称	
事業所の所在地	
事由	
備考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

# 操業廃止(休止)届

年 月 日

遠賀町長 様

(申請者)主たる事務所の所在地名 称代表者氏名電話( )※個人にあっては、住所及び氏名

操業を廃止・休止するので、遠賀町企業誘致条例施行規則第8条の規定により、下記の とおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
事 由	□ 操業廃止 □ 操業休止
操業廃止年月日又は 操業休止期間	
操業廃止又は 操業休止の理由	
【事務処理欄】	

### 適用事業者認定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

### 遠賀町長

年 月 日 第 号で認定した適用事業者を下記のとおり取り消しましたので、遠賀町企業誘致条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

事業所の名称				
事業所の所在地				
奨励措置の内容				
取消しの理由				
取消しの効力が発生した日	年	月	Ħ	
備考				

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表する者は町長となります。)提起することができます。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。